

○甲南学園個人情報取扱体制規程

平成17年2月25日

理事会制定

改正 平成18年3月24日

平成25年9月27日

平成27年5月22日

平成27年12月18日

平成29年6月30日

令和4年3月29日

(目的)

第1条 この規程は、「甲南学園個人情報保護に関する基本方針」に基づき、学校法人甲南学園及び学園が設置する学校（以下「本学園」という。）が保有する個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を適正に取り扱うための組織及び体制を整備することを目的とする。

(責務)

第2条 本学園は、この規程の目的を達成するため、個人情報の適正な取扱いに努め、必要な措置を講じるものとする。

2 本学園の役員及び教職員（本学園の業務に従事する派遣職員等を含む。以下同じ。）は、その業務に関して知り得た個人情報を漏洩し、又は不当な目的に利用及び提供してはならず、その職を退いた場合にあつても同様とする。

(個人情報総括管理責任者)

第3条 本学園の個人情報の取扱いについての最終的な管理責任者として、個人情報総括管理責任者（以下「総括管理責任者」という。）を置き、理事長がこれにあたる。

(個人情報管理責任者)

第4条 総括管理責任者の下に、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、総務部長がこれにあたる。

2 管理責任者は、総括管理責任者を補佐し、個人情報の取扱いについて、本学園全体を統括する実質的な権限と管理責任を持つ。

(個人情報取扱代表責任者)

第5条 総括責任者の下に、個人情報取扱代表責任者（以下「代表責任者」という。）を置く。

- 2 代表責任者は、大学教員については学長が、高等学校・中学校教員については校長が、職員については総務部長がこれにあたり、それぞれを代表し、総括的な権限と管理責任を有する。
- 3 代表責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 個人データの漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置
 - (2) 個人データを取り扱う教職員に対する必要かつ適切な監督
 - (3) 保有個人データの開示、訂正等の請求に対する適正な処理
(個人情報取扱担当責任者)

第6条 代表責任者の下に、個人情報取扱担当責任者（以下「担当責任者」という。）を置く。

- 2 担当責任者は、大学教員については各学部・センター等の長を、高等学校・中学校教員については教頭を、職員については各部課長の管理職がこれにあたる。
- 3 担当責任者は、代表責任者を補佐し、次の個人データが適正に取り扱われるよう指導し、監督する責任を負う。
 - (1) 各学部・センター等の長 各学部・センター等に所属する教員が取り扱う個人データ
 - (2) 教頭 高等学校・中学校に所属する教員が取り扱う個人データ
 - (3) 各部課室の管理職 各部課室に所属する職員が取り扱う個人データ
- 4 担当責任者は、学部・センター等、高等学校・中学校又は各部課室において安全管理措置を適切に講じる責任を負う。
(個人情報管理業務)

第7条 総務部総務課は、管理責任者の指示に基づき、本学園における個人情報の適正な取扱いを推進するために次の各号に掲げる管理業務（以下「個人情報管理業務」という。）を行う。

- (1) 個人情報保護の基本的施策に関する事項
- (2) 個人データの漏えい、滅失、き損その他の重大な事件又は事故に関する事項
- (3) その他総括管理責任者が必要と認める事項

2 管理責任者は、個人情報管理業務において特別な対応が必要と認める場合に、個人情報管理業務に対応するための個人情報特別対応チーム（以下「特別対応チーム」）を置くことができる。

3 特別対応チームは、管理責任者が統括し、総務部総務課担当管理職及び管理責任者が指名する若干名の教職員等で構成する。

(個人情報の取扱い)

第8条 本学園の個人情報の取扱いに関しては、「甲南学園個人情報保護に関する基本方針」に基づき、別に定める。

(教育・研修)

第9条 管理責任者は、この規程及び関係法令・ガイドライン等の趣旨に則り、個人情報の適正な取扱いを確保するため、本学園の役員及び教職員に対する必要な教育、研修等を実施しなければならない。

(監査)

第10条 監査部は、本学園における個人情報の取扱いについて、定期的に監査を行い、その結果を総括管理責任者及び管理責任者に報告する。管理責任者は、その報告に基づき、個人情報の取扱いの見直し及び改善に取り組むものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月30日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。